

台風第 10 号により「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

【労災保険 Q & A】

〈平成 28 年 9 月 12 日版〉

Q 1 工作中に台風での暴風雨や洪水に遭遇してケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A 工作中に台風での暴風雨や洪水に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。「通常」としていますのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

Q 2 具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A 治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約 8 割に相当する休業給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、北海道労働局又はお近くの労働基準監督署の職員にお尋ねください。

Q 3 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に（在籍出向、転籍出向）させる場合、赴任途上も含め現地での業務・通勤に労災保険は適用されるでしょうか。

A 出向先までの赴任途上の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。また、出向先の勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。

なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて労災保険が適用されます。

Q 4 自宅が土砂崩れや洪水により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でのケガをした場合、通勤災害になりますか。

A 土砂崩れや洪水により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

Q 5 いつも公共交通機関で通勤していますが、公共交通機関が復旧しません。会社はマイカーでの通勤を認めていませんが、マイカーを使わざるを得ません。このマイカーで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるでしょうか。

A 会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

Q 6 台風の被害により、労災年金の振込金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失して

しましたが、口座から労災年金を引き出すことができるでしょうか。

- A 労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払戻に応じると聞いていますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

Q 7 台風の被害で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

- A 年金証書を消失（紛失）した場合でも年金証書の再発行を受けることができます。
最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。

Q 8 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から労災請求できますか。

- A 仕事中に避難し、その途中でけがをされた場合には労災保険の療養給付が受けられます。すでに自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収書などを添付して請求することとなります。
請求方法の詳細は、北海道労働局又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

Q 9 台風の被害でこれまで労災扱いでかかっていた自宅近くの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。他の病院に通院していますが交通費は支給されますか。

- A 労災保険では、片道が2km以上の通院については、交通費（通院費）の支給ができます。通院費が支給されるのは、
① お住まいと同一の市町村内に存在する傷病の診療に適した労災指定医療機関等
② 同一の市町村内に傷病の診療に適した労災指定医療機関等がない場合は、同一の市町村に隣接する市町村内に存在する傷病の診療に適した労災指定医療機関等
③ ①②に傷病の診療に適した労災指定医療機関等がない場合は最寄りの傷病の診療に適した労災指定医療機関等
となっています。
請求方法の詳細は、北海道労働局又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

Q 10 当病院にかかっている労災患者の診療費を請求したいのですが、平成 28 年台風 10 号の被害で診療録が汚損してしまい、正確な診療報酬を算定できません。どのようにしたら良いですか。

- A そのような場合、請求方法についての特例措置が設けられています。
請求方法の詳細は、北海道労働局又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。



詳しくは…

〔北海道労働局労災補償課〕又は〔最寄りの労働基準監督署〕までお尋ね下さい。

電話 北海道労働局労災補償課（代）011-709-2311 内線 3590・3591